

令和2年司法試験短答式試験の結果を受けて

2020年9月8日

1 令和2年司法試験短答式試験の結果

本日、法務省大臣官房人事課より、令和2年司法試験短答式試験の結果が発表されました。結果は、以下の通りです。

受験者：3,703人（平成30年は5,238人、令和元年は4,466人）

採点対象者：3,664人（平成30年は5,200人、令和元年は4,429人）

合格点：93点以上（平成30年・令和元年ともに108点以上）

合格者数：2,793人（平成30年は3,669人、令和元年は3,287人）

合格者の平均点：118.1点（平成30年は128.1点、令和元年は129.3点）

全体の平均点：109.1点（平成30年は116.8点、令和元年は119.3点）

合格率：76.2%（平成30年は70.5%、令和元年は74.2%）

※ 合格率は、採点対象者に占める合格者数の割合で算出しています。

2 短答式試験の結果から読み取れること

まず、最も注目されるのは「合格点」です。今年の「合格点」は、司法試験短答式試験が憲法・民法・刑法の3科目となった平成27年から見て、最も低い「93点以上」となりました。平成29年から令和元年まで「合格点」は「108点以上」でしたが、一気に15点も下がる形となりました。

また、民法科目の得点に関する全体の平均点は「43.8点」となっており、これも平成27年から見て、最も低い数字となっています。最低ライン（40%）未達の者の数も「435人」となっており、昨年の「82人」（全体の平均点は57.4点）から5倍近い数字となっています。

受験生の実際の感想としても、今年は「民法がとくに難しかった」と感じた方が多数を占めたようです。出題形式・傾向自体に変更はありませんでしたが、大幅な改正があった平成29年民法（債権関係）改正・平成30年民法（相続関係）改正が正面から問われたこと、改正部分を問う問題以外の問題も、やや細かい内容が問われたこと等が影響しているものと思われます。

さらに、刑法科目の得点に関する全体の平均点は「29.6点」となっており、これも平成27年から見て、最も低い数字となっています。最低ライン（40%）未達の者の数も「376人」となっており、平成27年から見て、最も高い数字となっています。

以上より、例年と比較すると、今年の短答式試験は、民法科目がとくに難しかったと考えられます。刑法科目も、例年通りかそれ以上に難しかったのではないかと思われます。

次に、「合格率」を見ていきますと、今年の合格率は76.2%であり、平成30年から3年連続で70%を超えました（平成30年は70.5%、令和元年は74.2%）。そして、今年の合格率は、直近3年間で最も高い合格率となりました。仮に、来年以降も今年と同水準の合格点が継続すると考えた場合、70%以上の合格率も同様に維持されるものと考えられます。

3 司法試験短答式試験に合格するためには

司法試験短答式試験に合格するには、一定の知識の量が必要なのは言うまでもありませんが、重要なのは「正確」な知識の量です。正しい理解を伴った知識でなければ、司法試験短答式試験を突破できるだけの正解を積み重ねることは難しいといえます。そこで、どのような問題が出題されたとしても、安定して高い得点をマークすることができるように、短答式試験対策を万全に講じておく必要があります。具体的には、過去問を数回解いた後、苦手な分野や過去に出題されていない分野に焦点を絞って「正確」な知識を補充することが重要です。予備校の講座や書籍を活用する等して相互の知識を関連付け、体系的・網羅的に学習することができれば、合格水準に到達することができるでしょう。

以 上